



フランス最新法令情報

2024年度SMIC（最低賃金）の見直し

毎年、SMICは1月1日の政令により見直されます。見直しには、収入が最も低い世帯2割のインフレ変動が考慮されます。また、消費者物価指数が2%上昇すると、同じ割合でSMICも引き上げられる仕組みとなっています。

2023年12月20日付デクレによると、2024年1月にSMICは1.13%引き上げられ、手取りが1,398.69ユーロとなり、基本月給は1,766.92ユーロです。時間給についても、手取りが9.22ユーロ、基本時給が11.65ユーロとなります。

直接投資スクリーニングが強化されます

フランスは、自国の重要産業およびテクノロジー保護を目的として、2024年1月からEU圏外からの投資に対するスクリーニングを強化します。

まず、コロナ禍最盛期にフランスの上場企業を保護する目的で、EU域外投資家が10%¹を超える議決権を取得することになる投資を行う場合、それに先立ち、財務総局に通知することが義務付けられていました²。これは、2020年7月から2023年12月までの暫定措置でし

サステナビリティ報告指令が施行されます

本指令制定までの経緯

企業の環境・社会・ガバナンス分野における透明性を高めることを目的として、EUは「非財務情報開示指令（Non-Financial Reporting Directive, NFRD）」を2014年に採択し、2018年事業年度以降、企業に対して、環境、社会、雇用、人権の尊重および汚職防止について説明義務を課すルールの確立を加盟各国に義務付けました。しかし、NFRD指令の対象企業は従業員数が500人以上などの大規模企業をはじめ上場企業及び金融機関に限られていました。

一方、EUは、2050年までの脱炭素化およびグリーンな循環型経済への移行を目指す「欧州グリーンディール政策」を精力的にすすめており、企業に対してサステナビリティ情報の開示を求める動きが加速されました。このような流れの中、NFRDに代わる「企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive, CSRD）」が2022年に採択され、対象企業のプロフィール（従業員数、売上高、純資産、上場・非上場）に応じて、2024年1月1日から段階的にサステナビリティ情報の開示義務が適用されることとなります。フランスでは、他の加盟各国に先だち、2023年12月6日付政令（オルドナンス）により、同指令が国内法に取り込まれました。

本指令の概要

CSRDの適用を受ける企業は非常に広範囲です。従前のNFRD指令の対象企業はもとより中小企業にも適用されます⁴。対象企業は、年次報告書の一部である「経営報告書」の中で、「環境」「社会」「ガバナンス」のそれぞれの分野について、欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards, ESRS）が定める多岐にわたる項目について情報を開示しなければなりません⁵。さらに、会計監査人や第三者機関による開示情報の保証（第三者

¹ 引き下げ前の閾値は25%が閾値でした

² 経済財政産業デジタル主権大臣は、通知から10日以内に、より入念な審査を実施することを決定することができ、最終的に投資を不認可とする権限を有していました。

⁴ 「零細企業」は対象から除外されています。零細企業とは、「総資産が35万ユーロ以下」「売上高が70万ユーロ以下」「従業員数が10人以下」という3つの条件のうち少なくとも2つに該当するものを意味します。

⁵ 「環境分野」の報告基準は「気候変動」「汚染」「水および海洋資源」「生態多様性およびエコシステム」「循環型経済」の中区分から構成され、それぞれが更に「気候変動適応、気候変動緩和、エネルギー」「空気・水質・土壌汚染、生体組織および食料資源の汚染、懸念物質、高懸念物質、マイクロプラスチック」「水、海洋資源」「生態多様性損失の直接的影響要因、種への影響、エコシステムの範囲および状態への影響、生態系サービスへの影響および依存性」「資源利用を含む資源の流入、製品・サービスに関する資源の流出、廃棄」という小区分に細分化されます。「社会分野」においても「労働力」「バリューチェーンの中での労働者」「影響を受けるコミュニティ」「消費者およびエンドユーザー」に中区分され、さらに「労働条件、平等な待遇および機会供与、労働に関するその他の権利」「コミュニティの経済・社会・文化的権利、コミュニティの市民・政治的権利、先住民の権利」「情報が消費者・エンドユーザーに与える影響、消費者・エンドユーザーの人的安全性、消費者・エンドユーザーの社会的包摂」に小区分され、「ガバナンス分野」の中区分は「事業活動」となり、その小区分は「企業文化、

たが、閾値引き下げが恒久化されることになりました。

次は、直接投資スクリーニングの対象となる事業（「指定業種」）の拡張です。通貨金融法典第L.151-3条およびR.151-3条に列挙される指定業種に加え、国家利益を保護する観点から、重要な原材料の採掘・加工・リサイクル事業が指定業種として新たに加わりました。同じく、フォトニクスおよび低炭素エネルギー生産技術の研究開発が指定業種で利用される場合もFDI審査の対象となり、行刑施設の安全に不可欠な事業も指定業種と位置付けられました。

さらに、「法人」以外の企業への投資もFDI審査の対象となる場合があることも、今回の大きな変更点です。これまでは、法人格を有する企業への投資がスクリーニングの対象となっていました。法人格がない支店への投資であっても、当該支店が指定業種を行っている場合はスクリーニングの対象となります。

なお、2023年10月からは、専用プラットフォーム³を経由して審査申請を提出できるようになりました。申請者は、マイアカウントにログインし、審査の進捗状況を把握することが可能になり、手続の透明化の実現が期待されます。

保証）が必要となるのも本指令の特記すべき点です。

本指令の日本企業グループへの影響

EU企業はもとより、日本企業を含む第三国企業であっても、EU域内での売上高が1億5千万ユーロを超える場合には、同指令の域外適用を受けますので注意が必要です。具体的には、EU域内に所在する子会社が大規模会社⁶または（零細企業ではない）上場企業である場合、もしくは、EU域内に所在する支店の売上高が4千万ユーロを上回る場合がこれに該当します。

域外適用は2028年会計年度から開始されますが、EU企業のうち大規模企業に区分される企業は、2025年からサステナビリティ情報を開示することになります。このため、EUにおける売上高が1億5千万ユーロを超える日本企業グループのうちEU域内の子会社が大規模企業に分類されるような場合、（1）EU法人が単体でCSRDに基づくサステナビリティ情報を2025年度から開示する、もしくは、（2）（EU法人単体での情報開示義務は免除されますが）、域外適用を受けるグループ筆頭企業である日本企業が、EU法人を含む「グローバルな連結サステナビリティ情報」を2028年以降に開示する、のいずれかを選択することになります。

本指令の域外適用を受ける日本企業においては、早目にグループとしての方向性を決定することが望まれます。

企業に対する社会的責任のフランスにおける動き

フランスにおいては、NFRD指令が施行されたことをうけ、上場企業やグローバルなグループ企業に対してその社会的責任を明確化する動きが加速しました。それと並行して、2016年には、汚職防止機構を創設した「サバンII法」⁷が、そして翌2017年には、サプライチェーン全般に人権に関する注意義務を求める「人権デューデリジェンス法」が整備されましたが、いずれも、対象企業は多国籍企業をはじめとする大企業に限られていました。

オンライン申告ポータルローンチ

前述したCSRD指令が、今後、段階的に、零細企業を除くすべての企業に適用されることを見据え、経済財政産業デジタル主権省の管轄下にある企業総局は「企業の社会責任ポータル（Responsabilité Sociale des Entreprises）β版」⁷をローンチし、開示義務を負う各企業がオンラインで情報を申告できる枠組みを整備しました。大半は大規模企業を対象としていますが、「内部通報制度の整備」「男女間賃金格差の実態と解消への取り組み」「（労使協議を目的とした）経済社会環境に関するビジョン」は、従業員数が50人以上の企業も対象に含まれる開示項目です。

内部通報者の保護、アニマルウェルフェア、政治関与及びロビー活動、支払慣行を含むサプライヤーとの関係管理、汚職・腐敗」となります。

³ <https://plateforme-ief.dgtresor.gouv.fr/>

⁶ 大規模企業とは、以下の3条件のうち少なくとも2つの条件を満たすものを意味します。（1）総資産が2千万ユーロ超、（2）売上高が4千万ユーロ超、（3）従業員数が250人超。

⁷ <https://portail-rse.beta.gouv.fr/reglementations>

自己資本の回復義務についてフランス商法典が改正されました

フランス会社法上、企業は、自己資本が資本金の半分を下回らないよう維持する義務を負います。年次決算書類において損失が計上され、自己資本の不足が確認された場合には、かかる年次決算書類を承認した株主総会から遅くとも4か月以内に新たに株主総会を招集して、会社の解散または継続のいずれかについて決定する必要がある⁸、かかる決定（解散または継続）は公報および会社登記簿（Kbis）に記載されます。

継続を決議した場合、自己資本の不足が確認された事業年度から2事業年度以内に収益増加に努める、または、増資により自己資本の引上げを実現する、または、積立金分を控除した後の損失と同額の減資を実施する義務がありました。

2023年3月9日付法律により、他のEU加盟国と足並みをそろえる目的で、フランスの自己資本規制が緩和されました。これまでは、収益増加や増資により自己資本が法定水準まで回復できなかった場合、損失金額と同額の減資を必要としましたが、法改正により減資の程度が緩和され、「自己資本が資本金の半分以上となる程度の減資で足りる」と変更されました。

上記所定期間内に自己資本の回復ができなかった場合、さらに2事業年度の猶予が与えられ、当該期間に、SAS や SARL の場合は直近の財務諸表に記載される資産合計の1%相当額まで減資しなければなりません⁹。このような大幅な減資が規定された背景には、資本金は会社の信用度の目安となることから、会社の財務健全性について第三者に誤った認識を与えない水準まで減資させることが狙いです。なお、このように減資を行った会社が、後日増資を行った場合、増資が行われた事業年度から2事業年度以内に、自己資本を資本金の半分まで引き上げるように努めなければなりません¹⁰。

【判例紹介】カルテ開示請求に対する GDPR に基づく対応

欧州司法裁判所の判決から

雇用契約が打ち切られた従業員や商品・サービスに不満を抱く消費者など、さまざまな人々（「データ主体」）が個人情報の取扱いを一度確認してみたいと考えるシチュエーションは多いと思います。このような場合、欧州一般データ保護規則（GDPR）が保証する開示請求権を行使し、それを受けて、データ管理者は処理・保存された個人情報をデータ主体に開示することになります。欧州司法裁判所は、2023年10月6日付判決（「本判決」）において、医療分野におけるカルテ開示請求への対応について見解を示しました。

ドイツにおいて、担当歯科医の治療に不満を抱いていた患者が、その責任を追及することを目的として、これまでに行われた治療内容を記録したカルテのコピーを要求しました。ドイツでは開示にかかる手数料の負担を請求者に求めることは法律で認められていることから、歯科医は、コピーの提供と引き換えに、手数料を負担するように患者に求めました。患者は、データ開示に要する費用の負担をデータ主体に対して求めることは GDPR の規定に違反すると考え、ドイツで訴訟を提起しました。本判決は、受訴裁判所が、同規則の解釈について欧州司法裁判所に照会した際の先決判となります。

欧州司法裁判所は、GDPR 第 12 条第 5 項、第 15 条第 1 項及び第 3 項、並びに、前文第 59 段落及び第 63 段落を引用し、患者がカルテのコピーの開示・提供を求めた場合、初回であれば無料でカルテのコピーを提供しなければならず、2 回目以降からは手数料の負担を求めることができると判断しました。これは、現地法（本事件ではドイツ法）が異なる定めであっても変わりません¹¹。また、カルテの開

⁸ 実務上は、年次決算書類の承認決議の総会の際にかかる決議を行うことが多数を占めると見受けられます。上記期間内に決議がなされない場合、当該法人の利害関係人は、管轄裁判所に会社解散の訴えを提起できます。

⁹ かかる状況において、法定水準まで減資を行わなかった場合、当該法人の利害関係人は、管轄裁判所に会社解散の訴えを提起できます。ただし、資本金が資産合計の1%を下回っている会社はかかる解散の対象から除外されます。

¹⁰ 当該所定期間中に、再度、自己資本回復が実現できなかった場合、当該法人は資産の1%相当額まで減資することになります。

¹¹ ドイツ法は、医師の経済的利益を保護するために、カルテのコピー取得を有料としています。欧州司法裁判所は、医師の経済的利益

2024年1月（21号）

示・提供を求めるにあたり、患者は、その利用目的（動機）を医師に説明する必要はないとも言及しています。

データの開示請求が「明らかに根拠に欠ける」場合、又は、再三開示を請求するなど「過度な要求」である場合は、有料で開示したり、開示を拒否したりすることができます¹²。

また、開示すべき内容の範囲については、同規則前文第 63 段落に、開示の対象となる健康に関するデータとして「疾病の診断、検査結果、担当医師の見解、これまでに行われた治療措置・手術など」が挙げられており、提供するコピーは「もれなく、正確で、忠実に、理解しやすい」ものでなければなりません。

本判決をうけて、今後は、患者からカルテ開示請求を初めて受けた場合、医師は、数々の診断、検査結果、スキャン画像、治療方針、手術記録などのすべての情報を正確かつ分かりやすい形態で、無料で提供することが求められます。

なお、フランスも、患者からカルテの開示・コピーの提供を求められた場合、患者に手数料の支払いを求めることが法律で認められていました。欧州司法裁判所の判決を受け、2023年12月30日付デクレにより公衆衛生法典第 R1111-2 条が修正され、「カルテ開示にかかる費用は開示請求者の負担とする」という文言が削除されました。

フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリデスク
ル ドゥサール・デヴィ (パリ弁護士会所属／東京弁護士会登録)	千田 多美 (パリ弁護士会所属)
今野ブデン 泰子 (パリ弁護士会所属)	
TMI 総合法律事務所 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : 03-6438-5511	TMI Avocats & Associés 40 avenue Niel 75017 Paris, France Email : paris@tmi.gr.jp Tel : +33(0)1-8861-7840

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただけますよう、お願い申し上げます。

の確保を理由に、カルテのコピー提供を有料にできないと判断しました。

¹² データ管理者が、開示の請求に根拠がないこと、又は、開示の請求が過度な要求であることの立証責任を負います。

TMI 総合法律事務所 フレンチデスク